

令和3年(2021年)12月21日

市内高齢者施設等管理者様

西宮市新型コロナワクチン接種課

**高齢者施設等における新型コロナウイルスワクチン
3回目接種の前倒しについて**

平素は本市行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では現在1回目・2回目接種(以下「初回接種」という。)完了後8ヶ月が経過した者を対象とした新型コロナウイルスワクチンの3回目接種(以下「追加接種」という。)の実施に向けて準備を進めておりますが、この度高齢者施設等の入居・入所者(以下「入所者等」という。)及び従事者において接種間隔の前倒しが国より示されました。

つきましては、この決定を踏まえた本市の方針についてお示しさせていただきますのでご参照ください。

記

1. 施設内接種の対象者について

初回接種完了から6ヶ月が経過した、18歳以上の高齢者施設等の入所者等及び従事者、並びに通所サービス事業所の利用者及び従事者が対象です。

対象となる高齢者施設等は下記の表の通りです。

区分	サービス種類等
介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
障害者支援施設等	障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉ホーム
保護施設等	救護施設、社会福祉住居施設(無料定額宿泊所)

なお、「初回接種完了から8ヶ月後」の考え方としては以下の通りです。

これが6ヶ月の場合でも同様です。

2回目接種を行った日から8ヶ月後の同日から接種可能である(例1)と考え、8ヶ月後に同日がない場合は、その翌月の1日から接種可能である(例2)と考える。
(例1) 2回目接種日：令和3年6月1日 ⇒ 3回目接種日：令和4年2月1日以降
(例2) 2回目接種日：令和3年6月30日 ⇒ 3回目接種日：令和4年3月1日以降

追加接種についてはファイザー社ワクチン、武田／モデルナ社ワクチンともに、初回接種完了から6ヶ月以上の間隔をあけて実施することとされています。6ヶ月の間隔をあけずに接種することは一切認められないことから、特段の注意を払うようにしてください。

2. 本市における高齢者施設等での接種の進め方について

初回接種完了から8ヶ月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合には、重症化のリスクが高い入所者が多い高齢者施設等における接種を優先することが示されています。このことから、本市においては、現在の本市のワクチン在庫の状況等を勘案し、初回接種における接種順位に準じて介護施設等からワクチン分配をすすめることとし、当面は介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院及び、介護療養型医療施設から、ワクチン分配を開始いたします。

また、これらの施設に併設の通所サービス事業所の利用者及び従事者についても、合同で接種できる体制を整えることを条件に、一緒に接種頂くことも可能とします。

接種体制が整い次第、以下のURLよりワクチン要望回答を行ってください。

URL：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1636934385248>

（ワクチン要望フォーム）

上記施設以外の介護施設等及び障害者支援施設等、保護施設等、通所サービス事業所につきましてもワクチン要望は随時受付いたしますが、ワクチンの分配は令和4年1月以降に、初回接種における接種順位に準じて介護施設等から順次進めてまいります。

3. 接種券の発行について

追加接種では、接種券と予診票が一体となっている接種券一体型予診票を使用します。
ワクチン接種には必ず接種券が必要です。接種当日に接種券をお持ちでない場合、接種を受けることはできません。

施設内接種を実施する際には、あらかじめ各施設において、入所者等及び従事者の接種券を取りまとめていただくことが必要です。今般の接種間隔の前倒しを受け、西宮市では、施設内接種を実施する予定の施設において、未だ接種券が届いていない入所者等及び従事者を対象に接種券の前倒し発行の申請を受け付けます。前倒し発行を希望する施設は、ワクチン要望とは別途に別紙の「接種券発行申請者リスト」に対象者を取りまとめの上、下記のURLよりアクセスの上ご提出ください。

URL：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1638927878856>

（接種券発行申請フォーム）※先述のワクチン要望フォームとは異なります。

なお、上記取り扱いは西宮市に住民票を有している入所者等及び従事者に限ります。住所地が他市町村の入所者等及び従事者については、当該住所地自治体より発送される接種券を使用してください。接種券の発送時期等について詳しくは、お住まいの市町村の情報をご確認ください。

<接種券の前倒し発行にかかる留意事項> **※必ずお読みください※**

- 前倒し発行は必ず施設が取りまとめて申請すること。入所者等個人からの申請は受け付けない。
- 本手続きにより、初回接種の完了から6ヶ月に満たない者も接種券の発行対象となり得る。**各施設の責任において、必ず初回接種の完了から6ヶ月以上の間隔において接種すること。**
- 本手続きにより発行する接種券は、まとめて申請者である施設に送付する。このことについて、対象の入所者等及び従事者に説明し、同意を得ること。
- 本手続きにより接種券の発行を受けた場合であっても、発行する時期により本人の住所地に再度接種券が送付される場合があるが、使用せずに破棄するよう説明すること。
- 本手続きにより接種券の発行を受けた者は、市が集団接種や一部個別接種で使用する予約システムにおいて3回目接種の予約ができない場合があるため、必ず施設内接種により接種を受けること。やむを得ず施設内接種により接種を受けることができなかつた場合は、個別にコールセンターに相談すること。
- 他市町村の入所者等及び従事者について、接種日までに接種券が届かない場合は、別添資料「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルス追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康化予防接種室事務連絡）の内容に従って追加接種の事務を実施すること。

4. 使用するワクチンについて

令和3年12月15日付で、追加接種における武田／モデルナ社ワクチンの使用が承認されました。これによって武田／モデルナ社ワクチンも選択可能となりますが、国からのワクチン配送スケジュールの都合により、施設への配送は現時点で令和4年1月31日以降を予定しております。

以上